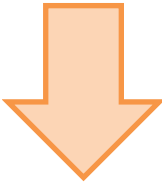


2026（令和8）年度
両立支援等助成金のご案内

仕事と育児等が両立できる“職場環境づくり”に取り組む事業主を支援します！！

各ステージごとの支援があります

育児休業取得時



どちらか
選択！

★出生時両立支援コース
（子育てパパ支援助成金）

1人目20万円

2人目・3人目10万円

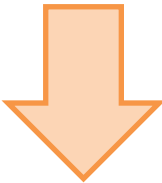
男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備等を行い、**育児休業を取得した男性労働者が生じた場合に支給。**
また、**男性の育休取得率が上昇した場合に60万円**

★育児休業等支援コース
（育休取得時）

30万円

「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な育児休業の取得等に取り組み、**育児休業を取得した労働者が生じた場合に支給。**

育児休業中



★育休中等業務代替支援コース

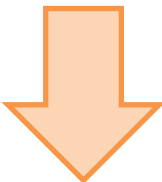
最大

260万円

育児休業や育児短時間勤務の期間中の業務体制整備のため、育児休業取得者や育児短時間勤務を利用する労働者の**業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組や、育児休業取得者の代替要員の新規雇用（派遣受入を含む）**を実施した場合に支給。

拡大！

職場復帰



★育児休業等支援コース
（職場復帰時）

30万円

「育休取得時」の支給を受けた事業主が、取得時と同一の育児休業者に対し、円滑な職場復帰のために**情報提供や原則として原職等に復帰させ、6か月以上継続雇用した場合に支給。**

育児期



こちらも
チェック！

★柔軟な働き方選択制度等支援コース

最大

30万円

育児期（子が3歳以降就学前まで）の柔軟な働き方に関する制度を複数導入した上で「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」に基づき、制度利用者を支援した場合、または**子の看護等休暇を法を上回る制度として有給化し、利用者が出た場合に支給（制度利用期間延長などの場合はさらに20万円の加算あり）**



不妊治療と仕事の両立支援に加え、女性の健康課題に対応するための両立支援コースもご活用ください！（不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース）

①不妊治療のための制度利用 ②月経等及び③更年期の症状への対応を支援するための制度利用
各30万円

仕事と介護が両立できる“職場環境づくり”に取り組む事業主を支援します！！

介護離職防止支援コース



①**介護休業** 仕事と介護の両立支援プランを作成し、プランに基づき介護休業を取得・職場復帰させた場合 **40万円（連続15日以上 of 休業は60万円）**

②**介護両立支援制度** 仕事と介護の両立支援プランを作成し、プランに基づき介護のための短時間勤務制度などの制度を利用させた場合
20万円（制度導入数や利用日数に応じて最大40万円）

③**業務代替支援** 介護休業取得者及び短時間勤務制度利用者について、代替要員の新規雇用（派遣含む）又は業務を代替する労働者への手当支給等を行った場合
新規雇用 20万円（連続15日の休業の場合は30万円）
手当支給 休業の場合5万円、短時間勤務の場合3万円

④**介護休暇制度有給化支援**

New!!

有給の介護休暇制度を導入し、利用させた場合 **30万円**

（10日以上 of 有給休暇付与の場合は50万円）

ご存じですか？

人材確保等支援助成金(テレワークコース)

テレワークを制度として導入・実施することで、人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主を支援します。

【助成の対象となる取組】

労働者がテレワークを実施しやすい職場風土づくり、労務管理担当者や労働者に対する研修 など

【支給額】

①**制度導入助成** 20万円



②**目標達成助成** 10万円

①の助成を受けた事業主が要件を満たした場合

各コース等ごとに対象となる企業規模が異なります。

詳しい支給要件や手続きは厚生労働省HPか以下までお問い合わせください。

〒840-0801 佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎5階



佐賀労働局 雇用環境・均等室 TEL 0952-32-7218



【両立支援等助成金のHP】